

# 福岡

福祉活動専門員の

# ま な こ

社協活動前進のために

No.24

1987年3月発行

福岡県専門員連絡会

まなこ編集委員会

印刷 ヒガシ印刷社

## 私は疑問を感じる

—在宅福祉推進計画構想について—

大川市社協 永田啓造

先日、私たちは県社協主催の専門員研修会において、在宅福祉サービスにかかるテーマのもとで研修会を受けたが、その時の資料として、全社協地域福祉特別委員会策定による在宅福祉推進計画構想なるものを拝見した。

私自身、最近の社協活動の流れについてはいささか疑問をもっていたが、ここにいつそうそ

の思いを強くしたので、この場において考えをのべてみたい。

さて、この構想においては、

基本的な原則に、「この計画は、国及び地方自治体の保健と福祉に関する総合的な計画の重要な柱として位置づけられるとともに、在宅保健福祉サービスの基

本的な制度について法制化される必要がある」と明確に行政の責任を明らかにしながら、「住民参加・民間活力の導入を不可欠

の条件として考えられるものでなければならぬ」とし、具体的に、運営システムの中で聞きなれないサービスユニットというものを形成し（我が町の人口はちよūd五万人）、その主体

としての在宅福祉事業体は「社協の事業実施部門として位置づけ、運営する」とある。

はたして、これを公私協働といえるのかどうか。

私には行政責任を民間に肩が

わりさせる安上がり対策としてしかとれない。

たしかに、私たちはこの構想

がでる何年も前から在宅福祉サービスの取り組んできたが、その基本的な考えとして、これは行政責任で行うべきものであるが、民間の役割として先駆的に取り組み、将来はこれを行政に移管していこうという確認があったはずだ。

私は社会福祉の流れが施設収容から在宅福祉へと転換していくことについては何ら異議を感じないし、むしろそうあるべきだと思いが、そのことと行政責任の下請けを社協が担うことは全く別問題である。

私は、社協の仕事は地域組織活動であると思うし、「社協活動基本要項」を社協の憲法としてふまえているつもりだ。

特に、ソーシャルアクションは社協にとって欠くことので

きない重要な機能であると思

う。

私たちが目的とするところは福祉のまちづくり、市民福祉社会への形成であると思うが、このようにサービスメニューを用意し、それを問題当事者が受益するという方式の中でどんな社会が実現できるのだろうか。

市民が問題をかかえる人とともに解決をはかるといふ運動の経過こそが最も大切なのではないだろうか。

私が今回の研修で確認したことは、社協にとって推進すべき在宅福祉活動があるとすれば、それは次の二点である。

一、社協は、在宅福祉サービスの事業体ではなく、行政が取り組むように働きかける活動を進めるということ。

二、実践すべき在宅福祉活動があるとすれば、それは「市民が自由に主体的に問題をかかえる人とかかわる活動」すなわちボランティア活動であるということ。

そして、この二つを推進していくための不可欠な要素として社協自身の体質改善、基盤強化が必要だということだ。

いったい、全社協はいつから路線を変更したのだろうか。



# 今一度、考える

## 社協の現状と問題点

穂波町社協 井上英晴

### 1、民間性

「社協って役場(の一部課)でしょう」と聞かされた社協の職員は多いと思うが、苦笑はしても、怒り出した人は少なかったのではないか。

反対に「社協って民間ですよ」と、こちらから(一日に一回位は)云っているのではなからうか。

いったい(民間)とは何か? 自前のふんどし(たとえば金)で相撲をとるのを民間というのなら、社協が民間かどうかはあやしい。

また、ふんどしの自他は問わぬとしても、民間という土俵上で、一人相撲ではなく(住民と)相撲をとるには(とらせてもらうには)、相当の覚悟が必要と思われるが、そんな覚悟がわれわれにはあるのだろうか。

### 2、住民組織化

「平和は福祉の基礎であり、最大の福祉である」とすると、わが国の自衛隊、防衛費、ヒロ

シマ、反核、外交、中東状況、非核三原則、憲法、貿易摩擦、SDI、食料の自給、日ソ関係

その他もろもろに、社協は無関係であつてはならないと思うが、正直のところ、われわれの近くで(住民平和運動)が燃え上り、社協にも参加を求めてこられたら、長崎大水害の取り組みとは違ってオタオタするのではなからうか。

社協が(住民平和運動)を組織化できるようにしたら、社協も本物と云えるということなのだろう……か。

### 3、社協の仕事

「住民」「住民参加」「住民主体」とは、われわれのよく使うことばである。

それでは、(住民)とはだれをさすのか?

「地域」「地域福祉」もよく使うことばである。

では、(地域)とはいったいどこをさすのか?

「福祉」「社会福祉」「地域福

祉」についても、同様の問いを出せるであろう。

仕事に欠かせぬ(というより仕事そのものの決め手となる)ことばがアイマイな(理解に終つてい)るので、仕事までがアイマイになるのではないか。(社協の仕事)とは何んなのか?

### 4、福祉でメシを食う

アフリカの飢えは、先進国日本にも責任がある。われわれの「豊かな」生きざまが、アフリカの飢えにつながっていると説く学者もいる。

自己の生きざまと社協の仕事とアフリカの飢えとを重ねるとき、他人が飢えていても、福祉の貧困で一家心中しうになつていても、自分はやはりたらふくメシを食い、給料が安いと文句を云い、自分の子供が障害児でなくてよかつたと内心ホツと

し、長男家から老親を一時預つてくれと頼まれると、厄介者扱いし……。

そんな自分に矛盾を感じつつ逃げて社協勤めをしている自分が、とても怖く思える。「福祉でメシを食う」って何んなのだろうか?

### 5、弱者の論理

藤尾元文相によると、日韓併合は韓国側にも責任があるとのことである。強者の論理である。

健全者中心社会、男性中心社会を疑ってみもしない人によると、自立できないのは障害者や女性の側にも責任があるとのことである。強者の論理である。

いったい自立とか自助とか声高に云う人で、弱者の論理でものを云っている人はめつたにない。福祉の中味の(いのちとくらしと人権)は、それが脅かされている、痛みを知った弱者の論理に立つてはじめて、守り育てることが可能なものではあるまいか。

人はなぜあのように新興宗教へ走るのか。病院にお年寄りを入れるのがどうして世間態がいいのか。食物は薬を使わねば作れず、添加物を入れねば売れないのか。洗剤や乾電池は強力(有毒)なのがよくのことなのか。水俣一企業の論理はいのちの論理に優先するものなのか。障害者

の生まれ生きる権利は制限されてもやむをえないのか……。そして、弱者は社協をあてにしているのだろうか? 社協は弱者に必要とされているのだろうか?

### 6、在宅福祉

在「宅」福祉は、基本的には(在)「施設」福祉と同じ枠組にあると考える。行政の責任において、公的に保障されるべきものである。「社会福祉実践(在宅福祉サービス)は今日においては、その多くは政策的・制度的に保証される必要がある」(全社協「在宅福祉サービスの戦略」)この視点を欠くとき、

「眼前の生活困難者、要援護者にとにかく手をさしのべる」「社協の事業能力を高める」在宅福祉サービスの実践が、福祉における税金の手抜きである(安上り福祉)を固定化し、支えてしまふことにもなりかねない。いったい誰にとつて安上りなのか。一方での上上りは、他方での要援護者には高いものについているのである。要援護者個人に責めを帰さず、社会的解決が妥当とされたが故に、限りなく無償に近いものであるべき公的福祉も、この安上り策に沿って、公的福祉の有償化(要援護者も悪

# 忙しいという一言で 解決していませんか？

篠栗町社協 専門員 飯島 勝吉

年七月二十三日厚生省社会局通知と事務次官通達によって位置付されていると考えるといいのではないかと思う。(悲しいですね、法的に明記されていないのです。)

専門員の活動の目安として七  
四条第一項・第二項・第三項・  
第四項において、調査、総合的  
企画、連絡調整及び助成、普及  
及び宣伝を念頭において福祉活  
動に専念しなければならない。  
市区町村社協活動強化要項が全  
社協より出ていますのでご参照  
ください。

- 全社協は
- (一) 地域内の社会福祉問題の調査、広報および対策の企画立案とその実施促進
- (二) 小地区社協(校区)活動への協力および助言・指導
- (三) 各種住民組織ならび関係機関、団体の行う地域福祉活動の連絡調整ならびに協力
- および助言指導
- (四) 地域福祉活動の民間指導者の教育・訓練
- (五) 世帯更生資金の貸付、心配ごと相談所等の直接サービス事業の運営と業務内容を定めている。

「社協活動は人なり」「社協は調査に始まって調査に終る」と言う名言で一括で説明できる。さて、専門員の位置付けであるが、社会福祉事業法第六章第一節第二十二条と第八章七十四條において、社協が法的に位置づけられている。

専門員としては、昭和四十八  
あり、何でも屋でもあり、更に

インスタントマンでもあり等と続くが、調査のできる専門員、広報を作る専門員であって、対策の企画立案のできる専門員であって、実施できる活動家でもなくてはならない専門員でなくてはならない。

しかし、我々(これは失礼)私ほどの項を一つ取ってもパーフェクトではない。静と動を兼ね備えた人間とは一体どんな人間なのだろうか。(それはあなたかも知れない)知識は浅く、幅も狭いが、その地域(という言葉で解決してしまうのは「スカン」が)の方針によって福祉活動も違ってくる。

例えば、行事屋でもその事が地域と一体となつて進行すれば、そこに意義がある。行事屋もよし、理論家でもよし、その結果は後世に現われてくると思う。



私の専門員としての信念は、地域に出て何人の人と挨拶を交わす事ができるか。

い/解決金を払え/)が当然視されるような雰囲気醸成されつつある。貪欲な安上り策は、市民の自発的福祉実践のボラティア活動さえも、あてにし、取り込もうとしている。

有償化と一体化してもち出される受益者負担の原則は、公平原則のようにとらわれているが、《受益者》だから、制度非利用者よりも何か余分に受益しているから負担して当然という考えは、受益してやつと制度非利用者並みという現実を忘却し、隠蔽するものである。

在宅福祉は、(在)施設福祉も含めて、基本的には第三者を必要としない当事者(要援護者↑専門家集団)福祉である。福祉の問題の個別的、部分的、対症療法的解決である。第三者

「ヤア元気がね、この頃顔見らんがドゲンショウトネ」という簡単な当たり前のことができないくは、福祉活動の基本をいくら大声で言っても、所詮、絵に書かれた「餅」と同じである。(絵に書かれた餅も別に良いところもあります)

(住民・市民)を必須とする福祉の枠組み(例えば地域福祉)こそ、社協が追求すべきものであろう。  
健全者中心社会、男性中心社会のありようは、住民・市民を一方では要援護者をつくり出す「加害者」とし、他方みずから遅かれ早かれいづれ要援護者となる「被害者」としている。こうした社会より生み出される福祉の問題は、洋服のほころびを次から次につくろうような、当事者福祉だけでは本質的には解決されず、洋服それ自体を仕立て直すような、住民・市民の意識の変革による健全者中心社会、男性中心社会の変革をまつて、全面的に解決されるものと考ええる。  
そんな専門員さんはおられませんが、自分の能力に合った方法でしか実施できないと思えますが、人がいない、資金が少なくても、根拠地がなくても、地域に根づいた活動をしておられる社協もあります。  
さあ我が町のため、ハンディーを持った人のため、お年寄りのため、子供のため、更に我が家族のために頑張ろう。諸君ノ



すべての障害者のゆたかな労働と生活の場をめざして、小規模障害者作業所づくりが急速に広がっている。

その歴史は一九五三年全日本精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会)により生まれたとの記録があるが、一九六〇年代末に共同作業所が誕生し全国に広がり、一九七七年十六ヶ所の作業所が集まり「共同作業所全国連絡会」(共作連)が発足する。

これら小規模作業所の運営主体は公立(市町村立のもの)三分の一、手をつなぐ親の会など三分の一、共作連をはじめとした諸団体によるもの三分の一となっている。

さて、小規模作業所は一九七五年以降急増し、共作連の報告ではおよそ一五〇〇ヶ所、一五、〇〇〇人も障害者が利用している。

ちなみに、生活保護法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法の授産施設は約六〇〇ヶ所、利用者は約三〇、〇〇〇人であるので、小規模作業所の数は前者授産施設の二・三倍であり、「授産施設・小規模作業所総利用者」に占める割合はおよそ三人に一人である。

このように比較するとその実数からも小規模作業所が日本の障害者福祉の重要な部分を担っていることがうかがえる。

# と その 理 念

米 澤 國 吉

## 共同作業所の

## 実践とその理念

全国に広がる小規模作業所の  
中味について共同作業所の実践  
を通して紹介する。

一九八四年四月開所した「佐賀第一共同作業所」を利用するMさん(三八才)は二〇年以上の在宅生活を経て入所。

毎日作業所が楽しく一日も欠かさず通所している。

入所前は終日自宅付近でボンヤリ付むか、昼寝の毎日であったが作業所に通うようになり生活が一変。

作業所で体験した廃品回収で

あったが、Mさんは帰宅後自宅の一輪車を使って「ボロなかね」と近所の廃品を集めて回る。

それは、だからのアドバイスがあったのではなく、自発的な労働であったという。

Mさんの父親は、昨年一月佐賀で開催された「合同学習会」で次のような意見を発表された。

作業所に入って二年。私の娘は作業所に入る前は何もしていませんでした。

することと言えば、近くの店に豆腐を買いに行くことく

らいでした。作業所ができて、入所して変わってきました。

廃品を近所にもらいに回ると近所の方が「かわったね」と感心されます。

これも作業所ができたこそと思います。

以上は、適切な援助活動となかま(作業所に働く障害者)どうしの取り組みを通して成長したひとりの姿である。

こうした実践を掘りおこす共同作業所の共通の理念を共作連では次のように提起している。

一、すべての障害者が主人公と

して精一杯働きたい人らしくゆたかな人生を築くことをめざし実践をすすめる。

二、障害者・関係者のみんなが大切にされる討論をもとに、共同の事業として民主的運動をすすめる。

三、地域のすべての人々の協力と理解をもとに作業所運動をすすめる。

四、実践・事業・運動の未来を切り拓くため全国の教訓・さまざまな科学・技術の成果から学び作業所づくり運動をすすめる。

五、共同作業所全国連絡会に結集し団結を強め前進する。

## 今後の

## 小規模作業所への提言

既存の社会福祉施設では対象とされにくい重度の障害者・精神薄弱者にとつての現実的な働く場、生活の場として有効な社会資源として確立しつつある小規模障害者作業所づくりの運動

は、世界に類を見ないユニークな活動であるとも指摘されている。

そこで今後の小規模作業所の課題について、共作連・鈴

木清寛氏、全国精神障害者家族会・滝沢武久氏の提言を紹介する。

(一) 国のレベルでの責任ある制度の確立。

(二) 障害の種類を越えて利用できる施設とするための障害者福祉法の制定。

(三) 働く権利を承認した保護雇用制度の確立。

(四) 重度重複障害者に対して地

# 共同作業所の実践

西九州大学助教授

(注4補)

## 授産施設の数

昭和59年10月1日現在

施設名	施設数	定員	在所者数
生活保護法授産施設	75	3,435	3,179
身体障害者福祉法(251ヶ所 11,435人)			
身体障害者授産施設	86	4,492	3,946
身体障害者通所授産施設	58	1,323	1,161
重度身体障害者授産施設	107	6,638	6,328
精神薄弱者福祉法			
精神薄弱者授産施設	338	15,780	15,251
<b>計</b>	<b>664</b>	<b>31,668</b>	<b>29,865</b>

出所『福祉小六法』大阪ボランティア協会 昭和61年

■ 小規模作業所 1,500作業所 15,000人

数 { 小規模作業所は、既存の法律による授産施設の } 2.3倍あり

利用者 ① 既存の授産施設の

約5割

② 既存及び小規模作業所の計

つまり何らかの形での福祉的就労のものの中で占める割合は

3人に1人は小規模作業所で働いていることとなる

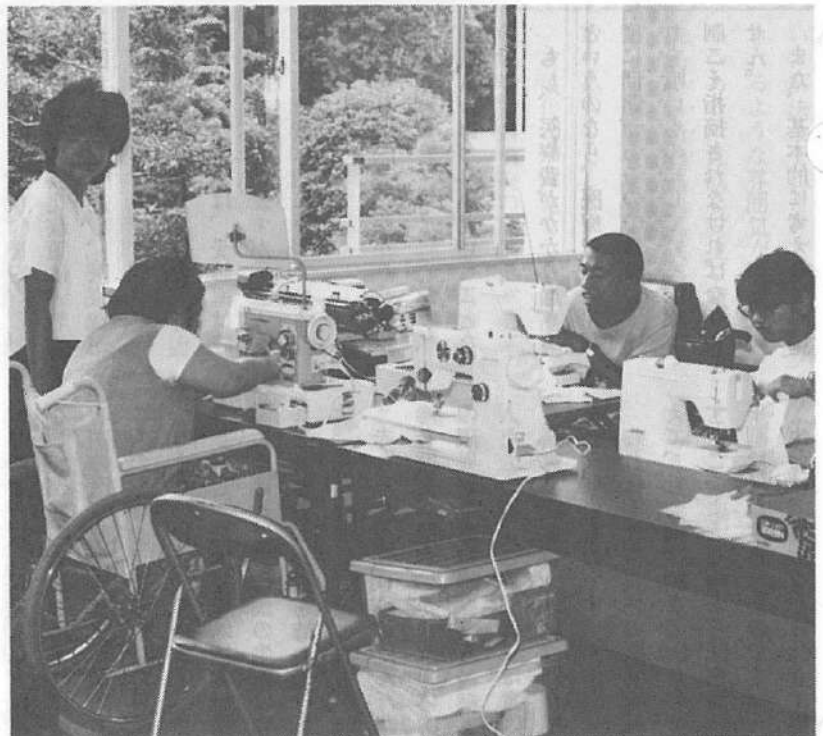
(五) 日本で精神障害者の福祉とリハビリテーションシステムがない中で、まず先行実施のモデルとなる技術論もさることながら、場づくり

域で十分な専門性と内容をもったサービスが受けられる制度の創設。

(六) 精神障害者の実社会での明るい実像としての話題づくりの機会をふやす。

（共作連主催、小規模障害者作業所の現状と今を考えるシンポジウム要綱、一九八五年一月より）

- 注1 「小規模障害者作業所の現状と今後を考えるシンポジウム要綱」共作連 一九八五、P六
- 注2 「基本問題研究会報告書」共作連基本問題研究会、一九六八・八、P一〇
- 注3 同、P九
- 注4 生活保護法授産施設七五ヶ所・三、一七九人 身障福祉法授産、二五一ヶ所 一、四三五人 精薄福祉法、三三八ヶ所・二五、二
- 注5 「第2回合同学習会記録集」全障研佐賀支部ほか 編一九八六・一
- 注6 「わたしたちのめざすもの」共作連第4回全国連絡会報告集 共同作業所 全国連絡会一九八二
- 注7 五一人 計六六四ヶ所・二九、八六五人。尚、これは調一興「シンポジウム要綱」P二八を参考に米澤が試算したものである。



# 医療制度と地域の課題

## いのちとくらし—人権—を守るために

岩手県・沢内村社会福祉協議会

福祉活動専門員 高橋典成

### 克服した三つの課題

岩手県沢内村。大部分の農山村と同じく人口の減少が続き、現在では四千五百人、半年間は深い雪に閉ざされる自然条件の厳しいところです。

以前、沢内村には克服しなければならぬ課題が三つあったと言われています。

交通手段を遮断し、経済活動を阻害する雪、そして貧困と病気です。

貧困が病気を生み、病気は更に貧困を増すという悪循環が続いたのです。

この三つの課題に住民は、沢

内村の宿命とあきらめ、乳児死亡率七十（人口千人対比）という数字にも、なす術を知らなかつたのです。

昭和三十二年五月、今まで眠っていた沢内村を揺り動かす大きな力が誕生したのです。

今は亡き深沢晟雄が村長に就任し、初の議会で彼はこう言ったのです。

「まず第一に、私は沢内村の野蛮な条件をすべてに優先して解消しなければならぬと思います。」

生まれた赤ちゃんがコロコロ

死んでいく。

医者にかかれず死んでいく生命があることを私たちは見つけなければならぬ。

政治の基本は「生命の尊重」であります。

そして雪の克服から始め、村の幹線道路を雪から解放したのです。

昭和三十六年度には、乳児と六十才以上の医療費の十割給付を実施し、現在に至っています。

その結果、昭和三十七年に乳児死亡ゼロという全国初めての記録を達成しました。

また、健康度の高い高齢者が多くなり、村全体が明るくなっています。

### 故・深沢村長の信念

故深沢晟雄は「国がやらぬなら私がやる、いづれ国はあとからついてくるだろう」という信念を持っていたのです。

事実、昭和四十八年に七十才以上の老人に対する医療費の十割給付が国の責任において実施されたのです。

しかし、それも十年で脆くも崩れ去ったのです。

医療費の無料化政策は、老人が医者にかかり過ぎ、医療費が高騰するというのです。本当にそうでしょうか。

沢内村の例では、受診率は確かに高まっていますが、一人当りの医療費は逆に下がっているのです。

つまり、医者にかかりやすいため、比較的軽いうちに対応し、重病人が出づらいうことなのです。

もし、医療費がかかり過ぎるといふのなら、医療費無料化制度に問題があるのではなく、それを喰いものになっている医療体制こそ指摘されなければなりません。

また、基本的に考えなければ

ならないことは、病気で倒れた患者を救済するのは、原則として患者自身なのか、社会なのかということだ。

我国は皆保険制度を持ち、医療費保障をしていることになっています。

しかし、岩手県の場合、山奥には医者が来ないという無医地区があります。

都会には夜間に救急車で患者がタライ回しされるという現実があります。

このように「保険あれど医療なし」が実態であるとすれば、我国の医療制度は社会が保障するものでなく、患者自身の責任で行うものになっています。

しかし、沢内村では社会が保障しなければ、住民の生命は守れないという経験を持っています。

赤ちゃんがコロコロ死んだ悲惨な歴史、医者にかかれず体力の限界が生命の限界であった老人たちの姿、この根底には貧困・豪雪多病という地域課題が横たわっていたのです。

これは個人の責任の範囲を超えて、社会構造的な要因なのです。このような中から医療費の十割給付が生まれたのです。

生命は、当然ながら社会で保



# 作業所でない作業所づくりを!

田川市心身障害児者共同作業所『つくしの里』

指導員 石原雅弘

『つくしの里』も家族や市協等の関係機関の努力で開所しました。

今年四月に正式開所をした心身障害児者共同作業所『つくしの里』ですが、現在七名の仲間と二名の職員で作業をしています。

作業としては、牛乳パックを再利用した幼児用の椅子・和紙はがきづくりと空き缶プレス・農作業・洗濯ばさみ組み立て等を毎日懸命に作業しています。

『つくしの里』の大切にしたいことは五つあります。一つめは、障害の種類・程度によって入所を拒否しないことです。

これはどういうことかと申しますと、現在既存の施設の多くは国からの措置費が障害の程度に関係なく来るので、経営を重視して軽度の障害者を優先する傾向にあります。

重度の知恵遅れや全介助の人は、学校を卒業後は在宅を余儀なくされています。

里としては、経営を重視して特定の障害者を集めるのではなく、どんな人間でも豊かで生き甲斐のある生活を送る権利はあるのですから『つくしの里』でそれが得られるなら障害の種類・程

度にこだわらずに受け入れて行き、その人にあった作業を開拓していきたいと考えています。

第二に、障害者本人・家族の要求に根差した作業所でありたいと思います。

これも上記とつながるのですが、既存の施設では管理第一で障害者を一人の人間として見ない傾向があります。

それに施設の運営に関して家族の意見を取り入れる場もない処もあり、我が子をあずけて施設の中でどんなことしているのかもわからないという所もあります。

里は、障害者本人や家族が何を要求しているのかを見極め、その人にあつた発達のしかたを模索していき、一人の社会人として生きれるようにと考えます。

第三に、混合授産にしたいのです。

認可施設は国の縦割り行政で、身障と精薄とが区切られて一緒にできない仕組みになっていますが、何故分ける必要があるのでしょうか?

里は五名の精薄者と二名の身障者がいます。

開所して半年になりますが、二人は里のお姉さんの役割をはたしてみんなの面倒を良く見

ますし、五人は二人の移動を手伝ったり、互いに触発されながら発達をしていると見受けられます。

第四に、作業オンリーでなく学習面や遊びにも力をいれています。

もちろん作業所ですから作業中心ですが、二十才以下が五名ということもあって学習も取り組み、毎日記をつけたり、料理・音楽・書道・絵画等を行っています。

それに遊びの中から発達の手掛かりをつかもうと、月一回レクリエーションをとりいれています。

第五に、仲間達の将来の生活の保障をどうするかを考えたいと思います。

親はどうしても子供より早く死にます。

その後の仲間の生活の場を作っていく必要があるのではないのでしょうか。

たとえば、地域に密着した共同ホーム的なものを考えています。以上のことを考えながら実践を進めていき、障害者の発達を保障し、労働を通じて社会に参加して生き甲斐のある生活をどうにかしたいと思っています。

特に住民主体を標榜する杜協であればなおさらです。

そのためにも沢内村の老人医療無料化の灯は永遠にともし続けなければならないのです。

## 豊かさは……

「いわゆる中流意識」に代表されるように、私たちの暮らしは本当に豊かになってきているのでしょうか。

一見豊かそうですが、私たちの暮らしは家族の中に重病人や寝たきりの人が一人でも出たら、それを支える力もないのです。

今、福祉の見直しが行われています。

財政危機だという宣伝で、お互いに辛抱しようとする立場なのか、生命を大切に、暮らしを守っていく立場なのかが問われています。

# ひと花咲かせます。

## 新人「他己」紹介



### 梅ヶ枝餅が好物

○芦屋町 阿部 知彦



梅ヶ枝餅が大好きで、料理が好きで、乗ってる車はローンで火の車。

手で口をおさえて笑うところなど、私以上に女らしい。

しかし、数倍の難関を突破し芦屋町社協に就職した彼は日々花咲かじじいになるべく修業をつんでいる。

自然の春は太陽がよぶ、社会の春は人間が創る。

さて、明日、何が咲くか。

(稲葉記)

### 恋人募集中

○遠賀町 稲葉 早苗



稲葉さんは、昨年日本福祉大学を卒業し、遠賀町社協へ入りました。

彼女は後輩の面倒見も良く、またスリムなボディの影に力強さを潜ませている心やさしき女性です。

確実な情報ではありませんが現在、「恋人募集中」とかいいた話も時々聞きます。(阿部記)

### 前歴不明?

○古賀町 渡 政喜



古賀町社会福祉協議会では、昭和六十二年一月一日付をもって人事異動があり、福祉活動専門員の川上孝愛氏が古賀町社会福祉センター所長に昇格され、新しく渡政喜氏が専門員に採用されましたので、先輩諸兄姉のご指導方よろしく願います。

(古賀町社協 事務局長 近藤 稔)

## わが町の共同作業所

### 筑紫野市の場合



あちらこちらで共同作業所うんぬんという話をよく耳にする

昨今、おくれればせながら筑紫野市でも、昨年の11月5日、「さるびあ共同作業所」を開設いたしました。少し紹介させて下さい。

した。

『さるびあ共同作業所』では4～5名の障害者とその親、そして同じく4～5名のボランティアアで、毎週3回(月・水・金曜日)午前9時～午後5時まで作業をしています。

作業内容は、ひよこサプレの箱組立、配線コードの部品組立などを主にしています。

又、椎茸の栽培や季節によっては、菜の花の漬物などを作り販売しています。

そのおかげで、1人三千円～四千元ほどの工賃がいただけるまでになり、みんな大喜びで作業を続けています。

